

[事案 29-43] 障害給付金支払等請求

・平成 29 年 11 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

交通事故により高次脳機能障害等となり障害給付金を請求したところ、不支払いとなったことおよびその後の保険会社の対応を不服として、障害給付金および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 1 月に契約した終身保険について、交通事故に遭い、これが原因で、複視、高次脳機能障害等となった（以下、「各障害状態」という。）と診断されたので、傷害特約にもとづく給付金を請求したところ、傷害特約上の障害状態に該当しないとして、障害給付金は不支払いとなったが、支払ってほしい。

さらに、給付金請求時、保険会社が保険証券を速やかに返却せず、職員による不適切な対応もあり精神的苦痛を被ったので、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

各障害状態は、いずれも傷害特約上、障害給付金の支払対象外であるので、障害給付金を支払うことはできない。

保険証券の返還の遅れがあったことは認めるが、それ以外の対応には問題がなく、また保険証券を郵送や訪問により返還しようとしても申立人が受領を拒否した事実があり、慰謝料の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人への事情聴取については、申立人が書面による審理を希望したので実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、傷害特約にもとづく障害給付金の支払い、および保険会社が慰謝料を支払うべきとするまでの事情は認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。